

修正後	修正前	HP掲載日
<p>◆ P.108 - 1級例題 [2] 解答解説</p> <p>[2] ④『広島平和記念碑(原爆ドーム)』の審議以降、登録基準(vi)のみの適用は認められなくなった</p> <p>〈解説〉</p> <p>1996年の『広島平和記念碑(原爆ドーム)』の審議以降、登録基準(vi)の適用は「他の基準とあわせて用いられることが望ましい」という記述が書き加えられていますが、登録基準(vi)のみの適用が認められなくなったということはありません。</p>	<p>[2] ① 2005年に作業指針が改定され、登録基準(i)～(x)にまとめられた</p> <p>〈解説〉</p> <p>登録基準はかつて、文化遺産の登録基準(i)～(vi)と、自然遺産の登録基準(i)～(iv)に分かれていました。2005年の第6回世界遺産委員会特別会合にて作業指針が改定され、文化遺産・自然遺産共通の登録基準(i)～(x)にまとめられました。2007年の第31回世界遺産委員会で審議される遺産から、この10項目の登録基準が適用されています。共通の登録基準ではありますが、その内容により、登録基準(i)～(vi)が文化遺産に、登録基準(vii)～(x)が自然遺産に適用されています。</p>	<p>2023年5月1日</p>
	<p>最終更新日</p>	<p>2023年5月1日</p>